平成 25 年 5 月 15 日

各　位

会社名　　株式会社フジ・メディア・ホールディングス
代表者名　代表取締役社長　豊田　皓
（コード番号　4676　東証第一部）
問合せ先　総務局長　　和賀井　隆
（TEL:03 - 3570 - 8000）

株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

単元株式数（売買単位）を 100 株に統一することを目的として全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」(平成 19 年 11 月 27 日付)及び「売買単位の 100 株と 1000 株への移行期限の決定について」(平成 24 年 1 月 19 日付)の趣旨に鑑み、当社株式を上場している証券市場の利便性・流動性の向上に資するため、1 株を 100 株に分割するとともに、1 単元の株式数を 100 株とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式の分割及び単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はございません。

２．株式の分割

（１）分割の方法

平成 25 年 9 月 30 日（月）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 100 株の割合をもって分割いたします。

（２）分割により増加する株式数

①株式の分割前の発行済株式総数	2,364,298 株
②今回の分割により増加する株式数	234,065,502 株
③株式の分割後の発行済株式総数	236,429,800 株
④株式の分割後の発行可能株式総数	900,000,000 株

（３）分割の日程

①基準日公告日　平成 25 年 9 月 15 日（日）

②基準日　　平成 25 年 9 月 30 日（月）

③効力発生日　　平成 25 年 10 月 1 日（火）

３．単元株制度の採用

（１）新設する単元株式の数

「２．株式の分割」の効力発生日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

（２）新設の日程

効力発生日　平成 25 年 10 月 1 日（火）

（ご参考）平成 25 年 9 月 26 日（木）をもって、証券取引所における売買単位も 100 株に変更されることとなります。

４．定款の一部変更

（１）変更の理由

「２．株式の分割」及び「３．単元株制度の採用」に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づき、平成 25 年 10 月 1 日（火）をもって当社定款の一部を変更いたします。

①発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更いたします。

②単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条（単元株式数）を新設いたします。

③第 7 条の新設に伴い必要となる条数の繰り下げを行います。

④第 6 条の変更及び第 7 条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日を定めるため、附則第 1 条及び第 2 条を新設いたします。

（２）変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	定款変更案
第１条 ～　（条文省略） 第５条	第１条 ～　（現行どおり） 第５条
（発行可能株式総数） 第６条　本会社の発行可能株式総数は、900 万株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　本会社の発行可能株式総数は、９億株とする。
（新設）	（単元株式数） 第７条　本会社の単元株式数は、100 株とする。
第７条 ～　（条文省略） 第 39 条	第８条 ～　（現行どおり） 第 40 条
（新設）	附則 第１条　第６条の変更及び第７条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成 25 年 10 月１日とする。 第２条　前条及び本条は、平成 25 年 10 月１日をもって削除する。

なお、本年６月 27 日開催予定の第 72 回定時株主総会において、上記内容とは別に、単元未満株式の権利に関する規定の新設を行う定款変更議案を付議いたします。

（３）変更の日程

効力発生日　平成 25 年 10 月１日（火）

以上